

最高裁総訟第 209 号

令和 6 年 7 月 16 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いについて（指示）

標記の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 事件に関する保管金等の取扱い

(1) 平成 4 年 9 月 2 日付け最高裁総三第 31 号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」（以下「運用通達」という。）の定め（記第 5 の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所の事件に関する保管金及び保管有価証券の受入れ及び払出しに関する事務で裁判所書記官の行うもの並びに民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事務の取扱いについて準用する。この場合において、記第 3 の 1 の(1)中「ただし、各裁判所は、事務の取扱い上必要があると認めるときは、1 又は 2 以上の部（下級裁判所事務処理規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 16 号）第 10 条の 2 第 2 項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）ごとに備え付けることができる。」とあるのは「ただし、大法廷首席書記官が事務の取扱い上必要があると認めるときは、法廷ごとに備え付けることができる。」と読み替えるものとする。

(2) 平成 17 年 3 月 31 日付け最高裁総三第 000101 号総務局長通達「保管金事務

「処理システムを利用した裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて」（以下「保管金システム通達」という。）の定め（記第4の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、(1)の定めにかかわらず、保管金事務処理システムを利用した最高裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて準用する。

(3) 運用通達記第2の1の(1)のア及び保管金システム通達記第1の1の(2)に定める「種目」は、別表のとおりとする。

なお、別表に記載のない事件に係る種目については、その性質に反しない限り、運用通達別表第1に準ずる。

2 押収物等の取扱い

平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長通達「押収物等取扱規程の運用について」の定め（記第1及び第11の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所における押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務の取扱いについて準用する。

3 保管金等及び押収物等に関する事務の検査

(1) 首席書記官等の検査

首席書記官（大法廷首席書記官を除く。以下同じ。）は、その所属する法廷（訟廷首席書記官にあっては、大法廷）の保管金、保管有価証券、民事保管物、押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物に関する事務（歳入歳出外現金出納官吏、保管有価証券取扱主任官、保管物主任官、歳入徴収官及び物品管理官の取り扱う事務を除く。以下「保管金等及び押収物等に関する事務」という。）について、毎年1回定期的に、又は隨時に検査を行うほか、当該事務の取扱者の異動等により事務の引継ぎを行うときは、これに立ち会って検査し、又は当該取扱者の配置されている法廷の上席書記官（以下単に「上席書記官」という。）に検査させ、その結果を大法廷首席書記官に報告する。

(2) 報告方法

ア 定期検査報告

首席書記官は、毎年12月末日現在の状況を、翌年1月20日までに、別紙様式第1により大法廷首席書記官に報告する。

イ 隨時検査報告

首席書記官は、隨時に検査を行った際は、別紙様式第1により大法廷首席書記官に報告する。

ウ 交替検査報告

首席書記官は、異動等により保管金等及び押収物等に関する事務の取扱者が交替するときは、前任及び後任の書記官に別紙様式第2の事務引継書を作成させた上、自ら検査し、又は上席書記官に検査させ、交替日から20日以内に、別紙様式第3により大法廷首席書記官に報告する。

付 記

1 実施

この指示は、令和6年7月16日から実施する。

2 指示の廃止

昭和48年3月5日付け最高裁訟第000124号大法廷首席書記官指示「最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いについて」は、令和6年7月15日限り、廃止する。

3 経過措置

この指示の実施の際、既に保管している保管物等及び押収物等については、この指示に基づく手続により保管しているものとみなす。

(別表)

種 目	事 件 の 種 類	基 本 法 条
1 民事予納金	上告事件 上告受理事件 特別上告事件 特別抗告事件 許可抗告事件 再審事件 民事雑事件 行政雑事件	民訴費用法 12 民訴条約等実施法 30
2 人身保護保証金	人身保護事件	人身法 10
3 保釈保証金	上告事件	刑訴法 94
4 代替金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 26、73I 麻薬特例法 19IV、23
5 追徴保全解放金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 42、73I 麻薬特例法 20III、23

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第〇小法廷首席書記官

保管金等及び押収物等に関する事務の検査（□定期 □隨時）

1 検査実施日 令和 年 月 日 ()

2 保管金及び保管有価証券についての検査

(1) 保管金等の状況

□別表のとおり（進行番号、受入年月日、事件番号、金額を記載）

□該当なし

(2) 保管金等に関する事務の取扱いの状況

□適正 □不適正 □該当なし

(不適正な状況) _____

3 民事保管物についての検査

(1) 民事保管物の状況

□別表のとおり（進行番号、受入年月日、事件番号、品目等を記載）

□該当なし

(2) 民事保管物に関する事務の取扱いの状況

□適正 □不適正 □該当なし

(不適正な状況) _____

4 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物についての検査

(1) 押収物等の状況

□別表のとおり（押収番号、受入年月日、事件番号、品目等を記載）

□該当なし

(2) 押収物等に関する事務の取扱いの状況

□適正 □不適正 □該当なし

(不適正な状況) _____

(別紙様式第 2)

保管金等及び押収物等に関する事務引継書

保管金等及び保管物等に関する事務について、別表のとおり引継ぎを了した。

令和 年 月 日

最高裁判所第〇小法廷

前任の書記官 ○ ○ ○ ○

後任の書記官 ○ ○ ○ ○

(注 1) この事務引継書は、交替検査書（別紙様式第 3）に添付する。

(注 2) 添付する別表には、引き継ぐ対象に応じて以下の項目を記載する。

- ・保管金等：進行番号、受入年月日、事件番号、金額
- ・民事保管物：進行番号、受入年月日、事件番号、品目等
- ・押収物等：押収番号、受入年月日、事件番号、品目等

(別紙様式第3)

令和 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

第〇小法廷首席書記官

保管金等及び押収物等に関する事務の検査（交替）

1 検査実施日 令和 年 月 日 ()

2 事務引継者

前任の書記官 後任の書記官

3 保管金及び保管有価証券についての検査

(1) 保管金等の状況

別添「保管金等及び押収物等に関する事務引継書」のとおり該当なし

(2) 保管金等に関する事務の取扱いの状況

適正 不適正 該当なし

(不適正な状況) _____

4 民事保管物についての検査

(1) 民事保管物の状況

別添「保管金等及び押収物等に関する事務引継書」のとおり該当なし

(2) 民事保管物に関する事務の取扱いの状況

適正 不適正 該当なし

(不適正な状況) _____

5 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物についての検査

(1) 押収物等の状況

別添「保管金等及び押収物等に関する事務引継書」のとおり該当なし

(2) 押収物等に関する事務の取扱いの状況

適正 不適正 該当なし

(不適正な状況) _____

